

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	募集広報動画の制作		空幕募援 L P S - X 0 0 0 3 9	
			承 認	令和 8 年 9 月 1 8 日
			作 成	令和 8 年 9 月 1 8 日
			改 正	
		作成部隊 等 名	航空幕僚監部人事教育部 募集・援護課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空幕僚監部人事教育部募集・援護課（以下，“官側”という。）における募集広報動画の制作について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

法令等

著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

募集対象者（1 8 ～ 2 4 歳）及びその保護者向けに、航空自衛隊の多岐にわたる職域の人から航空自衛官募集を呼びかける、インタビュー形式の募集広報動画を制作する。

2.2 全般事項

航空自衛隊の現在を支える隊員が登場するカットを多く取り入れることで、航空自衛隊に対する親しみ易さと航空自衛隊の一体感を伝えられる映像とする。

2.3 役務の項目

- 動画は、1 分～1 分 3 0 秒動画を 8 本制作する。
- 官側と調整のうえ、契約の相手方が防府北及び防府南基地で撮影を実施した動画、官側が提供する資料、動画、写真素材等（以下，“資料等”という。）に基づき、映像構成（図、テロップ等を含む。）を提案し、官側の承諾を得ることとする。
- 個々の画面は、動画、静止画、CG、テロップ、BGM、効果音等を適宜効果的に組み合わせることとし、官側が提供する資料等以外は、契約の相手方が準備す

品 名	募集広報動画の制作
-----	-----------

ることとする。

- d) 挿入するテロップは、一見して理解できるものとする。
- e) 契約の相手方は、完成までに官側による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。
- f) YouTube, Facebook, X, Instagram で掲載可能な形式で制作することとする。

2.4 納品

制作映像の完成版は、指定の形式によりデータで提出することとする（契約の相手方が用意した、官側が受け取り可能なアップローダーによりダウンロード納品する）。

3 検査

検査は、契約担当官の定める検査実施要領に基づき実施する。

4 秘密保全

契約の相手方は、本件で知り得たいかなる知識、情報について、第三者に漏らしてはならない。資料等の取り扱いに十分注意し、データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うこととし、秘密保全に徹する。なお、この効果は、本契約終了後も継続する。

5 その他の指示事項

5.1 提出物等

契約の相手方は、契約締結後速やかに次の事項について官側に提出し、その承認を受ける。

- a) 作業実施計画書
- b) 映像構成（図、テロップ、BGM、配分時間）

5.2 著作権

- a) 制作した映像の納入以前に、官側の許可なく、制作関係者以外の者に公開してはならない。
- b) 制作により受注者側が取得した著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は、全て官側に帰属することとする。
- c) 契約の相手方は、この契約において第三者の著作権を侵害しないことを確認する。
- d) この契約において制作した映像等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。

5.3 その他必要な事項

この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議する。